

## 回 答

団体名（ 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 ）

（要望項目）

1. 障害児者に対応できる看護師不足が深刻です。

看護職員の確保について、養成・再就業支援などの取組や、医療的ケア対応支援加算・医療連携体制加算で看護師配置が進んだのでしょうか。

障害児者福祉施設は常に看護師不足のため、重症心身障害児者や医療的ケアの必要な方が利用できません。

看護協会や看護専門学校などに働きかけ、障害児者の医療的ケアを理解し対応できる看護師を育成する取組を進めていくようお願いします。

大阪府として看護師不足解消を目的に、大阪府立病院機構と連携し看護師登録制度（看護師バンク）のような新しいシステムの構築、また現在ある大阪府医療的ケア児支援センターのような機能に加え、各市にある夜間も対応できる医療機関を活用し在職の看護師を各事業所に派遣できるなど医療が必要な障害者を支援できるセンター的な役割を担う機関をつくってください。

（回答）

○ 「医療的ケア対応加算」は、福祉型短期入所事業所で支援区分5、6の重度の方を受け入れている実態を踏まえ、先の報酬改定で導入された制度で、福祉型短期入所事業所が、医療的ケア児者を受け入れるために、非常勤の看護職員を配置した場合に加算が算定されます。

○ 令和7年4月1日時点で、「医療的ケア対応加算」が算定されている事業所は 16 事業所となっています。

○ 「医療連携体制加算」は、福祉型短期入所事業所が、医療機関等と委託契約を結び、看護職員が訪問して看護の提供を行った場合に加算が算定されます。

○ 令和7年4月1日時点で、「医療連携体制加算」が算定されている事業所は 49 事業所で、前年同期と比較して9事業所の増加となっています。

○ 福祉部では、令和元年度より、医療的ケア児の特徴や、支援の根底にある考え方、多職種で支える意識等を学んでいただくことを目的とした「医療的ケア児等コーディネーター等養成研修」を国のカリキュラムに基づき実施しております。

○ この研修の対象者には、保健師や訪問看護師等も含まれており、引き続き、障がい児者の医療的ケアを理解した人材を育成してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

## 回 答

団体名（ 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 ）

（要望項目）

1. 障害児者に対応できる看護師不足が深刻です。

看護職員の確保について、養成・再就業支援などの取組や、医療的ケア対応支援加算・医療連携体制加算で看護師配置が進んだのでしょうか。

障害児者福祉施設は常に看護師不足のため、重症心身障害児者や医療的ケアの必要な方が利用できません。

看護協会や看護専門学校などに働きかけ、障害児者の医療的ケアを理解し対応できる看護師を育成する取組を進めていくようお願いします。

大阪府として看護師不足解消を目的に、大阪府立病院機構と連携し看護師登録制度（看護師バンク）のような新しいシステムの構築、また現在ある大阪府医療的ケア児支援センターのような機能に加え、各市にある夜間も対応できる医療機関を活用し在職の看護師を各事業所に派遣できるなど医療が必要な障害者を支援できるセンター的な役割を担う機関をつくってください。

（回答）※下線部について回答

○ 大阪府では、看護職員の確保については、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、「養成・資質向上」「定着促進・離職防止」「再就業支援」を柱とした取組を進めています。

○ 養成・資質向上については、障がい福祉サービスを提供する施設を含んだ療養の場の多様化に対応できるように、令和4年度より看護基礎教育における新カリキュラムが導入され、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、看護師養成課程における実習内容等が充実されたところであり、府としても新カリキュラムでの教育が進むよう指導を行っています。

○ 再就業支援としては、大阪府看護協会に委託し、ナースセンターによる無料職業紹介や再就業を図るための各種講習会、就職相談会の開催等により、潜在看護師等の復職支援を行っており、講習会では、医療的ケアとして提供機会の多い「吸引」「経管栄養」の技術演習などを実施し、看護師が円滑に再就業できるように支援しています。

また、大阪府看護協会では、独自に「医療的ケアが必要な子どもと家族への看護」の研修を実施しています。

○ 今後とも、大阪府看護協会と連携しながら、障がい児者の医療的ケアを理解し対応できる看護職員の育成に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課（下線部について回答）

## 回 答

団体名（ 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 ）

（要望項目）

2. 医療型障害児入所施設(重心施設)を各福祉圏域につくってください。

入所施設から地域移行が進められていますが、重症心身障害児者、特に医療的ケアの必要な方の受け入れが地域には皆無です。医療型障害児入所施設は24時間、支援が必要な拠点として、絶対に必要です。

ここ数年大阪府立の医療機関が建替えや新設が行なわれていますがこれらの機関と連携を取り、医療的ケアのある重度障害児者が入所できる設備を併設することはできないのでしょうか。

実態調査の結果を検討材料にすることでしたが、今後の取り組みについて教えてください。法人からの相談を待つのではなく、府が中心となり医療型障害児入所施設を福祉圏域に1つはつくってください。

（回答）

- 府においては、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、医療・福祉等関係機関の連携体制を構築し、地域生活を維持・継続していただけるよう努めるとともに、さらに、地域ケアシステムの強化や障がい福祉サービスの充実強化に取り組んでいます。
- これまで取り組んできた、重症心身障がい児者への取組みの効果検証を行うため、重症心身障がい児者やその家族の地域生活についての現状や、これまでの大阪府の取組により、どのような変化があったのかなどを把握するため令和6年度に実態調査を行いました。
- 施設入所のニーズに関する項目では、障がい児より障がい者の方が高いという結果も出ており、今後、療養介護の必要性を検討する上で参考としたいと考えています。
- 府としましては、より詳細なニーズを把握するために、療養介護の待機者数調査を実施してまいります。
- なお、重症心身障がい児者入所施設の新設については、法令に基づく手続き等が必要となりますので、設立意向の法人等からのご相談があれば、適切に対応してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

## 回 答

団体名（ 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 ）

（要望項目）

3. ショートステイを整備してください。

相変わらず、重症心身障害者や医療的ケアの必要な方は、ショートステイをなかなか利用できない状態が続いています。

昨年、杉本議員（当会顧問）による「なぜ医療的ケアの必要な方が入れるショートステイがないのか、府の説明ではショートステイが増えていると言っているが私たちが利用できるものではない、なぜ足りないのか、増やすためにどうするのか、理解がないのか、財政の問題なのか、どこに問題があるのか、どうしていくのか。」

これらの指摘について教えてください。私たちはどうすればいいのでしょうか。

福祉型強化短期入所サービス費については、そのサービスのメリットを積極的に個々の事業所へ直接説明をして、事業所が医療的ケアの方を受け入れることへの不安を払拭させ早急にショートステイの整備をお願いします。

福祉型強化短期入所サービス費の加算を利用して医療的ケアのショートステイを受け入れている事業所の公表と医療型短期入所事業所（23ヶ所）の公表をしてください。

（回答）

○ 在宅の重症心身障がい児者、とりわけ医療的ケアが必要な方への介護は、その介護者にとって精神的にも身体的にも大きな負担となっており、福祉型のみならず医療型短期入所も、こうした負担の軽減、いわゆるレスパイトとしてのニーズが大変高いものと認識しています。

○ 府では、全ての二次医療圏域で、医療型短期入所事業所 23 箇所を整備してきたところですが、増加する医療的ケアのニーズに対応するため、圏域ごとに人工呼吸器の管理などの高度な医療的ケアの対応が可能な病院に対し府独自の加算を行う「医療型短期入所支援強化事業」を実施し、医療型短期入所事業所のさらなる整備を進めているところです。

○ また、医療型短期入所事業所を拡充するための取組として、介護老人保健施設への働きかけを行いました。今後も引き続き、医療型短期入所事業所を拡充するための取組を行ってまいります。

○ 令和7年4月1日現在、福祉型強化短期入所サービス費を取得している事業所は、30 事業所となっており、前年同月比でプラス1 事業所となっています。また、医療型短期入所の指定を受けている事業所は、26 事業所となっており、前年同月比でプラス2 事業所となっています。

○ 事業所名の公表については、医療型短期入所事業所の指定権者が、複数の自治体に分かれているため、当該指定権者との協議の場において、情報共有の方法等について検討を行うこととしており、市町村と連携・協力しながら、事業所名の公表に向けて、取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課（下線部について回答）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（波線部について回答）

## 回 答

団体名（ 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 ）

（要望項目）

4. 重症心身障害者(医療的ケアを含む)のグループホームを整備してください。

グループホームは、障害者の地域における住まいの場として重要な役割を担っているものと認識していただいており補助金などの施策を講じておられますが、まったく増えていません。大阪府として重症心身障害者に対応できるグループホームについて、昨年の回答と同じではなくグループホームの整備に対して新たに講じられたことをお聞かせください。

（回答）

- グループホームは、障がい者の地域における住まいの場として重要な役割を担っているものと認識しています。
- グループホームの施設整備費（新築）につきましては、「社会福祉施設等施設整備費補助金」として、国と府の補助額を合わせて共同生活住居（定員 4 人から 10 人）あたり 29,300 千円を上限とする補助があります。
- 既設のグループホームについては、府独自事業として、令和5年度より「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施し、障がい者の地域生活を支援するグループホーム等を対象に、重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成することとしています。
- さらに、重度障がい者の地域移行をより推進していく観点から、令和6年度から「大阪府地域生活推進事業費補助金」事業を実施しており、本人や家族、グループホーム等事業者が、本人中心の視点に基づき、重度障がいのある方も含めて地域で生活することをイメージしていただくための普及啓発や、その実現に向けて、施設及びグループホーム等の関係機関が連携して地域生活を推進するためのモデル事業に取り組む団体に助成しているところです。
- 引き続き、重度の障がいがある方も地域で安心して生活を継続していただけるよう、地域の支援体制の整備に取り組んでまいります。
- なお、事業者ヒアリングを行った結果、医療的ケアを要する重症心身障がい者について、急変時対応も考慮し、医療的ケアを行う職員を複数名配置する必要があるため、グループホームでの受け入れは難しいのが現状と聞いております。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課（下線部について回答）

## 回 答

団体名（ 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 ）

（要望項目）

5. グループホームの家賃補助をお願いします。

親の高齢化などで今後の生活に大きな不安を抱えている人は多くいます。そういった人達の暮らしの場としてグループホームは大変重要な役割を果たしています。しかし、家賃が高く国からの家賃補助を受けても年金生活の障害者にとって余暇活動や日用品に使う費用でさえ節約しなければなりません。

その中、兵庫県では以下のように県が積極的に障害者の生活を支えています。

※助成金（月額）＝（当該利用者が支払う家賃金額－10,000 円）

×2 分の 1（1 円切捨て） 上限 15,000 円

何故、大阪府はできないのですか。どうか大阪府も府独自の家賃補助を行なってください。

（回答）

○ グループホームを利用している障がい者に対する家賃助成については、地域生活への移行を促進し、障がい者が安心して暮らせる「住まいの場」を確保する観点から、障害者総合支援法の前身となる障害者自立支援法の平成 22 年改正において規定され、平成 23 年 10 月から実施されているところです。これは、市町村が行う自立支援給付の特定障害者特別給付費として位置付けられております。

この特定障害者特別給付費の額については、法施行令において、「厚生労働大臣は、（中略）居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれを改定しなければならない」と規定されております。

このため、大阪府においては、全国一律の制度であり、額の改定については国の責務であることから、近畿府県をはじめとする他の都道府県と連携して、グループホーム入居者の家賃助成の上限額について、利用者の実態や家賃等の地域の実情を十分に考慮し増額するよう、国に要望しているところです。引き続き、他府県と連携しながら、国に強く働きかけて参ります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課